

平成30年度の国民年金保険料月額 16,340円です。

- ★4月から平成31年3月までの国民年金保険料の月額、前年度より150円引き下げられ16,340円になります。
- ★平成30年度の納付書は、日本年金機構から4月上旬に送付されます。金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納付してください。口座振替やクレジットカードでも納付できます。
- ★口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することで、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6カ月前納・1年前納・2年前納もあり大変お得です。

▼平成30年度の前納額

支払方法	6カ月前納 【上期】4月～9月分 【下期】10月～平成31年3月分		1年前納 (4月～平成31年3月分)		2年前納 (平成30・31年度)	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月現金で納付	98,040円	—	196,080円	—	393,000円	—
現金で前納	97,240円	800円	192,600円	3,480円	378,580円	14,420円
口座振替で前納	96,930円	1,110円	191,970円	4,110円	377,350円	15,650円

※平成31年度の保険料額は16,410円です。

国民年金の第3号被保険者が、配偶者（第2号被保険者）の退職や本人の収入増加などで扶養から外れた場合は、第1号被保険者への切り替え手続きが必要です。

特定期間該当届
切り替え手続きが2年以上遅れ、時効により国民年金の保険料を納付できなかった期間については、届け出により年金の受給資格期間に算入することができ、年金を受け取れない事態を防止できる場合があります。ただし、年金額には反映しません。

特例追納
届け出により特定期間とされた期間については、3月31日(土)までに特定保険料を納付（特例追納）することで年金額を増やせる場合があります。既に年金を受け取っていない人は、特例追納をしても年金額が増えない場合があります。

3月31日(土)までの保険料追納で 年金を増額できる 場合があります

- 特例追納の対象期間
- ・60歳未満の人…承認があった月前10年以内の期間
 - ・60歳以上の人…50歳以上60歳未満であった期間

問い合わせ先
ねんきん加入者ダイヤル
☎0570(003)004
※050から始まる番号の電話からかける場合は☎03(6630)2525
熊本市西年金事務所国民年金課
☎096(353)0142
※自動音声案内「2」



1.7.10_菊池さくら保育園幼年消防クラブの通常点検と踊り 2_女性消防隊古瀬隊長 3_消防団員の通常点検 4_荒木団長 5_通常点検で優勝した第13分団 6_機械器具点検 8_ラッパ隊の演奏 9_女性消防隊の通常点検

菊池市消防団出初式が1月21日、菊池公園多目的グラウンドで行われ、荒木新勝団長以下1172人の団員が一堂に会しました。

開会行事の後、規律や服装などを点検する通常点検を実施。団員は機敏な動作や一糸乱れぬ隊列行進を披露し、日頃の訓練の成果を發揮しました。

通常点検には、菊池さくら保育園の幼年消防クラブも出場。寒空の下、大きな掛け声を響かせながら元氣いっぱい踊りや規律を披露すると、訪れた観客から大きな拍手が送られました。

通常点検競技の結果は次のとおりです。

優勝 第13分団
準優勝 第15分団
3位 第14分団

出初式

平成30年菊池市消防団

